

◎障害者の雇用の促進等に関する法律 の一部を改正する法律

(平成二〇年二月二六日法律第九六号)

一、提案理由(平成二〇年五月三〇日・衆議院厚生労働委 員会)

○舛添国務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、障害者雇用は着実に進展してきておりますが、障害者の就業意欲が高まる中、中小企業における障害者雇用が低下傾向にあるほか、障害者の特性や程度によっては長時間の就労が困難な場合がある中で、現行の障害者雇用率制度が短時間労働に対応していない等、障害者の雇用機会が十分に確保されていない状況にあります。

このため、中小企業における障害者雇用の促進や短時間労働者の雇用義務対象への追加等による障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲、能力のある障害者の雇用を一層促進するた

め、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、中小企業における障害者の雇用機会を確保するため、障害者雇用納付金制度について、暫定的に常用労働者三百人以上の事業主とされている適用対象を、常用労働者百人以上の事業主へ、段階的に拡大するとともに、中小企業が事業協同組合等を活用して共同で障害者雇用を促進する場合には、まとめて雇用障害者数を算定する特例を設けることとしております。

第二に、働き方の選択肢を拡大しながら障害者の雇用機会の拡大を図る観点から、週所定労働時間三十時間未満の短時間労働者を雇用義務の対象に追加することとしております。

最後に、この法律は、平成二十一年四月一日から施行することとしておりますが、障害者雇用納付金制度の適用対象を常用労働者二百人以上の事業主に拡大する部分及び短時間労働者の雇用義務対象への追加に関する部分は平成二十二年七月一日から、また、障害者雇用納付金制度の適用対象を常用労働者百人以上の事業主に拡大する部分は平成二十七年四月一日から施行すること等としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年二月一日)

○田村憲久君 ただいま議題となりました両案について申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、障害者雇用施策の充実強化を図り、働く意欲、能力のある障害者の雇用を一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、障害者雇用納付金制度の適用対象を、その雇用する労働者の数が常時百人以上である事業主に段階的に拡大すること、

第二に、週所定労働時間三十時間未満の短時間労働者を雇用義務の対象に追加すること等であります。

本案は、さきの国会に提出され、継続審査となっていたものであります。

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

今国会においては、去る十二月九日に参考人から意見を聴取し、昨十日に政府に対して質疑を行った後、質疑を終局いたしました。次いで、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対して附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。

.....(略).....

三、参議院厚生労働委員長報告

(平成二〇年二月一九日)

○岩本司君 ただいま議題となりました六法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、最近の経済情勢と障害者雇用への影

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

五〇

響、精神障害者の雇用義務化に向けた検討状況、中小企業に対する支援策の必要性、障害者権利条約の批准に向けた対応状況等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。